

○倉増敬三郎（香川大学社会連携・知的財産センタ）

## 1. はじめに

大学の法人化後、各大学共に特許出願の推進及び企業等との共同研究や受託研究を積極的に実施してきた。法人化後7年を経過しており、特許出願については権利化の状況が明瞭になりつつあり、また共同研究などについても新しい取組などを検討する時期に来ていると思われる。そこで、共同研究及び特許出願の権利化の状況についての現状分析を行いながら、知的財産である特許を活用した共同研究の推進について検討した結果を述べる。

## 2. 共同研究の現状分析

図1は、共同研究と受託研究の件数及び1件当たり金額の推移を示したものである。08年にどちらも落ち込みがあるが、それ以降は順調に増加傾向にある。08年の落ち込みはリーマンショックによる景気の落ち込みによるものであり、それを除くと共同研究等の件数は順調に増加している。このことは、多くの企業等との産学連携活動が活発になってきていることを示すものである。一方、1件当たりの金額についてみると、僅かづつではあるが少額（200万円以下）の割合が増加傾向にある。共同研究は、企業と行う場合が多いこともあり、この傾向がより顕著である。教員の人数には限りがあるため、単に件数の増加策をとるだけでは限界が来るとと思われる。したがって、1件当たりの金額を増加できるような取組が必要とされる。すなわち、企業にとって魅力ある研究テーマで、かつ権利化の可能性が高い特許出願を基本にした共同研究等の取組が重要であると考えられる。

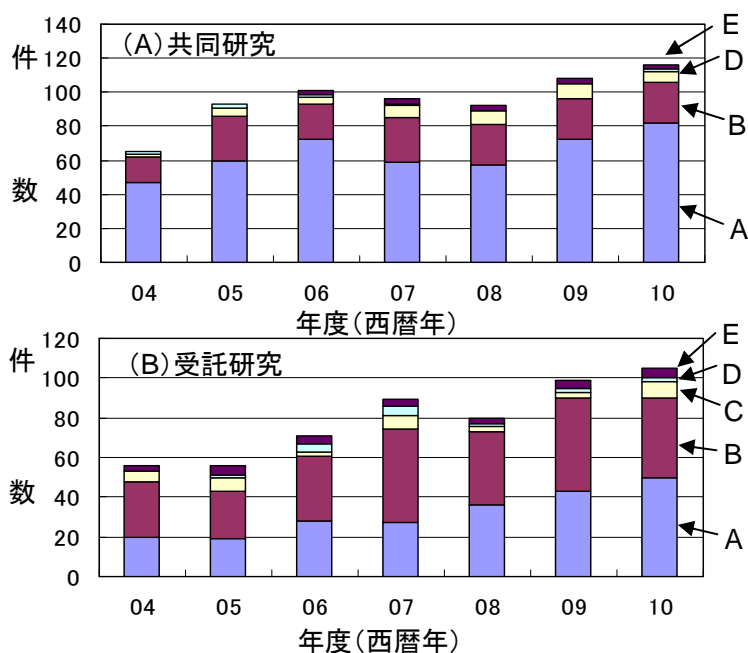


図1. 共同研究、受託研究の件数及び1件当たり金額推移  
(A: 1~100万円、B: 101~500万円、C: 501~1000万円、D: 1001~2000万円、E: 2001万円以上)

## 3. 知的財産の出願と権利化の状況

過去の特許出願についての権利化の状況を分析した結果を表1に示す。表1は、平成6年度から平成20年度までの15年間について調べた結果であり、それぞれ5年ごとに分類して表示している。その結果によると、平成6年度から平成10年度までの5年間では50%以上が拒絶査定又はみなし取り下げあるいは放棄などにより権利化できないものとなっている。平成11年度から平成15年度までの5年間では、43%強が同様の理由で権利化できていない。さらに、平成16年度から平成20年度までの5年間でも、32%強が権利化出来ていない。これらの出願は、外部の特許事務所に依頼して出願したものであるが、出願時に十分な先行調査等がなされず、かつ拒絶理

由通知に対応できるよう事前に十分な明細書の記載がなかったことによるものが多い。ただし、初期の出願に比べて近年の出願の方が権利化できなくなる割合が減少してきているようであり、先行調査や明細書の記載等に関する検討が徐々に効果を表していると判断される。

表 1. 平成 6 年度から平成 20 年度に出願した特許の権利化状況

	H6 年度～H10 年度	H11 年度～H15 年度	H16 年度～H20 年度
出願件数	7	39	261
放棄、取下げ及び未審査請求件数	0	11	70
拒絶査定件数	4	6	15

#### 4. 特許出願をもとにした共同研究の取組みについて

関連する技術分野で比較的多くの大学単独出願をした案件を群としてまとめ、これらについて技術移転の可能性と権利化可能性を個々に判断し、権利化可能性があり、かつ事業的な将来性があると判断した分野は積極的に出願審査請求を行い、同時に共同研究先の企業の探索を行う取組みを行った。逆に、権利化可能性が低いものや権利化可能性がみえても事業的な将来性が見込めないと思われる分野については、出願審査請求を断念したり、或いは技術移転先の探索をしないようにした。

共同研究先を積極的に探索するとした案件については、発明者である教員にも企業等にアプローチしていただくようにした結果、数 100 万円規模の金額での共同研究を締結することができた実績が数件得られた。企業の方との話では、技術だけでなく特許出願されていることも共同研究をするトリガーとなったということも聞いており、有望な技術シーズについては有効な権利化の取組みを行い、それをもとにして共同研究先を探索していくことは有効な手法の一つであると考えている。

#### 5. まとめ

大学の財政状況は毎年厳しくなっていくことから知財についても投資効果を十分得られるようにすることが要求される。又、共同研究についても単に教員の有する技術シーズを企業に活用してもらおうというものだけでなく、有望な技術シーズについてはある程度の群特許を確保することで、企業にとって魅力あるシーズを作り上げることもこれからの産学官連携活動においては必要であると考えている。この場合において、問題となるのは外国での権利化を如何にして確保するかということであるが、科学技術振興機構（JST）にこのための十分な助成をお願いしたい。